

葛飾区社会福祉法人ネットワーク 会則

(目的)

第1条 葛飾区社会福祉法人ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）は、葛飾区に所在する社会福祉法人及び葛飾区内で福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、さまざまな関係機関・団体と連携・協働し地域公益活動に取り組むことで、葛飾区民の福祉向上を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 ネットワークは、前条の目的に賛同し加入を希望する社会福祉法人をもって構成し、ネットワークの会員（以下「会員」という。）は法人から推薦を受けた役職員とする。

(事業)

第3条 ネットワークは第1条の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 葛飾区内の福祉ニーズの把握及び課題解決のための取り組み
- (3) 会員の連携・協働による地域公益活動の企画・検討及び実施
- (4) ネットワーク及び会員が実施する地域公益活動等の広報
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 ネットワークに次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
会 計	1 名
監 査	1 名

- 2 会長は、ネットワークを代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、ネットワークの会計事務を処理する。
- 5 監査は、ネットワークの会務及び会計を監査し、総会において報告する。
- 6 役員は総会において会員の互選により選任する。任期については、2年後の定期総会終了までとし、再任を妨げない。
- 7 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第5条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 役員の選任、事業計画並びに収支予算、事業報告並びに収支決算、会則の改正については、総

会の議決を得なければならない。

- 3 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面等により意思を表示した会員は出席したものとみなす。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議等)

第6条 ネットワークの円滑な運営、連携・協働による活動を検討するために、幹事会を置く。

- 2 上記のほか、必要に応じて分科会（地域別・課題別・職種別会議）等を置くことができる。
- 3 地域のニーズや課題を把握し、公益活動につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関、団体参画を得ることができる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、役員及び分科会（地域別・課題別・職種別会議）等の代表者、事務局をもって構成し、ネットワークの方向性や公益活動等について検討し、ネットワークに提案する。

(会費)

第8条 ネットワークの目的を達成するため、会員は会費を納入する。

- 2 会費の額は、別表のとおりとする。

(事業年度)

第9条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第10条 ネットワークの事務局は、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会が担う。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年8月29日から施行する。

別 表 第8条 関係区分

年会費
1 法人 1, 000円